



弁護士国民年金基金には
**弁護士の配偶者^(※)や法律事務所事務職員も
 弁護士業務補助者として加入できます。**

※給与を受けない主婦の方も、国民年金であれば加入できます。

- 基金掛金（社会保険料）は、生計を一にする配偶者（家族）の掛金も、実際に支払った方の所得から控除できます。
- 掛金・年金額は自由に設計でき、掛金上限額は1人月額6万8千円です。

掛金全額社会保険料控除



**お一人年間最大
 ¥816,000 控除**

※課税所得1000万円の場合
年間36万円の節税

ご夫婦で入れば更にお得！※



**お二人合計最大
 ¥1,632,000 控除**

※課税所得1000万円の場合
年間72万円の節税

※業務を補助している配偶者が加入し、その分を合わせて支払った場合です。
 なお、節税額は、課税所得により異なります。

配偶者加入で
2倍！

所得税・復興特別所得税・住民税 軽減額速算表

国民年金基金掛金月額〇〇円×12カ月×該当合算税率
 =軽減額(概算)〇〇〇〇円

課税所得金額	所得税・復興特別 所得税・住民税の 合算税率	最大節税額 (1人分・概算)	最大節税額 (2人分・概算)
195万円超330万円以下	20.21%	16万円	32万円
695万円以下	30.42%	25万円	50万円
900万円以下	33.483%	27万円	54万円
1800万円以下	43.693%	36万円	72万円
4000万円以下	50.84%	41万円	82万円
4000万円超	55.945%	46万円	92万円

【お問い合わせ】 日本弁護士国民年金基金
 TEL:03-3581-3739 FAX:03-3581-3720
 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F

節税シミュレートできます！
<http://www.bknk.or.jp/>

